

# 塩尻市地域防災計画 風水害対策編

令和3年度修正

新旧対照表

【風水害対策編】第1章第1節

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 計画作成の趣旨</b></p> <p>1 計画の目的</p> <p>この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するため、</p> <p>平成18年7月豪雨、令和元年東日本台風災害など過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、『かけがえのない市民の生命、身体及び財産を風水害から保護すること』を目的とする。</p> <p>5 長野県広域受援計画を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>この計画は、大規模災害時において国や他県等から広域的な人的・物的応援を円滑に受け入れ、被災市町村に迅速に届けるために、後方支援を行う広域防災拠点の設置（資料編参照）や受援業務の明確化など具体的な受援体制を構築するために策定した「長野県広域受援計画」とともに防災対応を実施するものとする。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 計画作成の趣旨</b></p> <p>1 計画の目的</p> <p>この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するため、</p> <p>(1) 平成18年7月豪雨など過去の大規模な災害の経験を教訓に、</p> <p>(2) 近年の社会構造の変化を踏まえ、</p> <p>(3) 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、『かけがえのない市民の生命、身体及び財産を風水害から保護すること』を目的とする。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

【風水害対策編】第1章第2節

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第2節 防災の基本方針</b></p> <p>2 防災体制の強化</p> <p>(5) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、<b>地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立</b></p> <p>3 市民の責務</p> <p>市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。</p>	<p><b>第2節 防災の基本方針</b></p> <p>2 防災体制の強化</p> <p>(5) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の多様な視点を取り入れた防災体制を確立</p> <p>3 市民の責務</p> <p>市民は、</p> <p>(1) 「自らの命は自らが守る」との認識のもと（自助）</p> <p>(2) 地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い（互助・共助）災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

【風水害対策編】第1章第3節

新		旧		修正理由・備考																								
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。</p> <p>1 塩尻市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩 尻 市</td> <td>(8) 避難指示等に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(10) 電力会社</td> <td>(中部電力<del>株</del>中部電力パワーグリッド<del>株</del>及び東京電力ホールディングス<del>株</del>) ア 電力施設の保全、保安に関すること イ 電力の供給に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 放送各社</td> <td>(信越放送<del>株</del>、<del>株</del>長野放送、<del>株</del>テレビ信州、長野朝日放送<del>株</del>、長野エフエム放送<del>株</del>、エルシーブイ<del>株</del>、<del>株</del>テレビ松本ケーブルビジョン、<b>しおじりコミュニティ放送<del>株</del></b>) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	塩 尻 市	(8) 避難指示等に関すること。	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(10) 電力会社	(中部電力 <del>株</del> 中部電力パワーグリッド <del>株</del> 及び東京電力ホールディングス <del>株</del> ) ア 電力施設の保全、保安に関すること イ 電力の供給に関すること	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(3) 放送各社	(信越放送 <del>株</del> 、 <del>株</del> 長野放送、 <del>株</del> テレビ信州、長野朝日放送 <del>株</del> 、長野エフエム放送 <del>株</del> 、エルシーブイ <del>株</del> 、 <del>株</del> テレビ松本ケーブルビジョン、 <b>しおじりコミュニティ放送<del>株</del></b> ) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。</p> <p>1 塩尻市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩 尻 市</td> <td>(8) 避難の勧告又は指示に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(10) 電力会社</td> <td>(中部電力<del>株</del>及び東京電力ホールディングス<del>株</del>) ア 電力施設の保全、保安に関すること イ 電力の供給に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 放送各社</td> <td>(信越放送<del>株</del>、<del>株</del>長野放送、<del>株</del>テレビ信州、長野朝日放送<del>株</del>、長野エフエム放送<del>株</del>、エルシーブイ<del>株</del>、<del>株</del>テレビ松本ケーブルビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	塩 尻 市	(8) 避難の勧告又は指示に関すること。	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(10) 電力会社	(中部電力 <del>株</del> 及び東京電力ホールディングス <del>株</del> ) ア 電力施設の保全、保安に関すること イ 電力の供給に関すること	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(3) 放送各社	(信越放送 <del>株</del> 、 <del>株</del> 長野放送、 <del>株</del> テレビ信州、長野朝日放送 <del>株</del> 、長野エフエム放送 <del>株</del> 、エルシーブイ <del>株</del> 、 <del>株</del> テレビ松本ケーブルビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>しおじりコミュニティ放送<del>株</del>と災害時協定を締結したため追記</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																											
塩 尻 市	(8) 避難指示等に関すること。																											
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																											
(10) 電力会社	(中部電力 <del>株</del> 中部電力パワーグリッド <del>株</del> 及び東京電力ホールディングス <del>株</del> ) ア 電力施設の保全、保安に関すること イ 電力の供給に関すること																											
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																											
(3) 放送各社	(信越放送 <del>株</del> 、 <del>株</del> 長野放送、 <del>株</del> テレビ信州、長野朝日放送 <del>株</del> 、長野エフエム放送 <del>株</del> 、エルシーブイ <del>株</del> 、 <del>株</del> テレビ松本ケーブルビジョン、 <b>しおじりコミュニティ放送<del>株</del></b> ) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																											
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																											
塩 尻 市	(8) 避難の勧告又は指示に関すること。																											
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																											
(10) 電力会社	(中部電力 <del>株</del> 及び東京電力ホールディングス <del>株</del> ) ア 電力施設の保全、保安に関すること イ 電力の供給に関すること																											
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																											
(3) 放送各社	(信越放送 <del>株</del> 、 <del>株</del> 長野放送、 <del>株</del> テレビ信州、長野朝日放送 <del>株</del> 、長野エフエム放送 <del>株</del> 、エルシーブイ <del>株</del> 、 <del>株</del> テレビ松本ケーブルビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																											

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		県の計画の記載に合わせて修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	
(1)奈良井川土地改良区 田川土地改良区 塩尻市土地改良区	ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。	(1)奈良井川土地改良区 田川土地改良区 塩尻市土地改良区	ため池、ダム及び水閘門の防災に関すること。	

【風水害対策編】第1章第4節

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第4節 塩尻市の概況</b></p> <p>5 気象</p> <p>本市の気象は、太平洋側気候に属しているが、海からは遠く、かつ、標高1,000mから3,000mの山脈に囲まれた標高600mから1,000mの地帯で、中央高地気候区としての特色を示し、平均気温は比較的寒い内陸性の気候で温度差があり、平均気温 <b>12.6度 (2021年)</b> となっている。</p> <p>湿度が低いため空気が澄んでいる。日最低気温平均<b>-2.3℃</b> (2月) からの日最高気温平均 <b>29.6℃</b> (7、8月) と季節による寒暖の差が著しく、また、夏は日中高温となり夜間は冷え込み、冬は高冷地のため寒さが厳しいが、積雪は少ない。平均年間降水量は、<b>1,191</b> ミリとなっている。</p>	<p><b>第4節 塩尻市の概況</b></p> <p>5 気象</p> <p>本市の気象は、太平洋側気候に属しているが、海からは遠く、かつ、標高1,000mから3,000mの山脈に囲まれた標高600mから1,000mの地帯で、中央高地気候区としての特色を示し、平均気温は比較的寒い内陸性の気候で温度差があり、平均気温 11.8度、年間を通じて晴天日数が多く平均日照時間が6.7時間と全国的に見ても長いことが特徴となっている。</p> <p>湿度が低いため空気が澄んでいる。日最低気温平均<b>-4.2℃</b> (2月) からの日最高気温平均 <b>29.9℃</b> (7、8月) と季節による寒暖の差が著しく、また、夏は日中高温となり夜間は冷え込み、冬は高冷地のため寒さが厳しいが、積雪は少ない。平均年間降水量は、1,178 ミリとなっている。</p>	<p>直近の統計データを反映</p>

【風水害対策編】第2章第1節

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通、通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成する。</li> <li>2 総合的風水害の対策の推進による、風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。</li> <li>3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。</li> </ol> <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 風水害に強い郷土づくり           <ol style="list-style-type: none"> <li>(2) 実施計画               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 市が実施する計画                   <ol style="list-style-type: none"> <li>(ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から市域及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通、通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成する。</li> <li>2 総合的風水害の対策の推進による、風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。</li> <li>3 防災拠点施設を中心として、市民、企業、各種の団体等により防災知識の普及及び啓発に努める。気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。</li> </ol> <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 風水害に強い郷土づくり           <ol style="list-style-type: none"> <li>(2) 実施計画               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 市が実施する計画                   <ol style="list-style-type: none"> <li>(ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から市域及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実などにより風水害に対する安全性の確保に努める。</p> <p>(ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。</p> <p>(エ) 風水害に強い市域の形成を図るため、イ(エ)の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。</p> <p>(オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p> <p>(カ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実などにより風水害に対する安全性の確保に努める。</p> <p>(ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。</p> <p>(エ) 風水害に強い市域の形成を図るため、イ(エ)の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。</p> <p>(新規)</p>	
<p>イ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、代替性を確保するための道路ネットワークの充実、航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。</p> <p>(カ) 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「総合土砂災害対策推進連絡会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者</p>	<p>イ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、代替性を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。</p> <p>(カ) 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>



<p>等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p>(キ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>b 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地等について、市地域防災計画資料編に定める。また、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害、洪水等に関する情報伝達のため、防災行政無線、電話、FAX、市ホームページ、緊急メール、ソーシャルメディア等の多様な手段を用いた避難に関する情報伝達体制を構築する。</p> <p>c 土砂災害警戒区域等又は浸水想定区域ごとに、情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知す</p>	<p>(新規)</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>(新規)</p> <p>a 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地等について、市地域防災計画資料編に定める。また、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害、洪水等に関する情報伝達のため、防災行政無線、電話、FAX、市ホームページ、緊急メール、ソーシャルメディア等の多様な手段を用いた避難に関する情報伝達体制を構築する。</p> <p>b 土砂災害警戒区域等又は浸水想定区域ごとに、情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知するよう努める。また、基</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	--	-----------------------

<p>るよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。</p> <p>d 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市町村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</p> <p>e 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</p> <p>f 特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る市町村及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。</p> <p>g 防災拠点等の災害時において、防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。</p> <p>h 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網を図る。また、避難路、緊急輸送路など防</p>	<p>礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。</p> <p>c 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとる。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>d 防災拠点等の災害時において、防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。</p> <p>e 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な</p>	
---	---	--

<p>災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>i 以下の事項を重点として総合的な風水害の対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、<b>豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進都市的土地利用を誘導しないものとする等</b>、風水害に強い土地利用の推進</p> <p>(i) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域<b>及び土砂災害警戒区域等</b>を公表し、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進</p> <p>(j) 洪水<b>浸水想定区域</b>が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。</p> <p>(k) 土石<b>災害のおそれのある個所</b>における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、土中水分量センサー、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を推進</p> <p>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川にお</p>	<p>経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>f 以下の事項を重点として総合的な風水害の対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進</p> <p>(i) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の公表による、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進</p> <p>(j) 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。</p> <p>(k) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害警戒区域を含む）等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、土中水分量センサー、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を推進</p> <p>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	--	-----------------------

<p>いて、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</p> <p>(イ) 風水害に対する建築物等の安全性</p> <p>d 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b 上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、<b>廃棄物処理施設</b>等のライフライン施設や廃棄物処理施設等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、<b>災害時</b>の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>b 特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるととも</p>	<p>堤、遊砂地等の整備を実施</p> <p>(イ) 風水害に対する建築物等の安全性</p> <p>d 強風による落下物の防止対策を図る。</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b 上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>b 特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるととも</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	--	---

<p>に、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。</p> <p>c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。</p> <p>d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(震災対策編第2章第1節「地震に強いまちづくり」参照。)</p> <p>e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</p> <p>f 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p>g 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>i 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>ウ 県が実施する計画(全部局)</p> <p>(7) 風水害に強いまちの形成</p> <p>a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有</p>	<p>に、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。</p> <p>c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。</p> <p>(新規)</p> <p>d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。</p> <p>e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p>(新規)</p> <p>ウ 県が実施する計画(全部局)</p> <p>(7) 風水害に強いまちの形成</p> <p>(新規)</p>	
---	---	--

識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

- b 洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市町村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- c 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。
- d 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は、制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- e 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。
  - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域につ

- a 洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとるものとする。
- b 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。
- c 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は、制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。
  - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域につ

<p>いて、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進</p> <p>(g) 洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村長への通知</p> <p>(i) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な県土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進</p> <p>(j) 土石災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、土中水分量センサー、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進</p> <p>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</p> <p>(イ) 風水害に対する建築物等の安全化</p> <p>d 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図</p>	<p>いて都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進</p> <p>(g) 洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長への通知</p> <p>(i) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の公表による、安全な県土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進</p> <p>(j) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等（土砂災害警戒区域を含む）における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、土中水分量センサー、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進</p> <p>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</p> <p>(イ) 風水害に対する建築物等の安全化</p> <p>d 強風による落下物の防止対策を図るものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	---	---



<p>るものとする。</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、<b>廃棄物処理施設</b>等のライフライン施設や廃棄物処理施設等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、<b>災害時</b>の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。</p> <p>b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、</p>	<p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。</p> <p>b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じ</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて</p>
--	--	---



<p>に、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p> <p>d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(震災対策編第2章第1節「地震に強いまちづくり」参照。)</p> <p>e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p>g 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務 任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p>h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>j 電気事業者と協力し、大規模停電発生時に電源車の配備等の円滑</p>	<p>て、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>e 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p>(新規)</p>	
--	---	--

<p>な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</p> <p>エ 関係機関が実施する計画</p> <p>(7) 風水害に強いまちの形成</p> <p>不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、<b>廃棄物処理施設等</b>のライフライン施設や<b>廃棄物処理施設</b>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに系統多重化、代替施設の整備等による代替製の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>c ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ラ</p>	<p>エ その他関係機関が実施する計画（全機関）</p> <p>(7) 風水害に強いまちの形成</p> <p>不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>(新規)</p> <p>a 上水道、電気、ガス、電話等の施設工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに系統多重化、代替施設の整備等による代替製の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	--	-----------------------

<p>イラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>d コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。</p> <p>e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p>b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努め</p>	<p>b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p>風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	---	-----------------------

<p>るものとする。</p> <p>c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p> <p>d 地方整備局は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(震災対策編第2章第1節「地震に強いまちづくり」参照。)</p> <p>e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>f 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p>g 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>オ 建築物の所有者等が実施する計画</p> <p>(ア) 風水害に対する建築物等の安全性</p> <p>a 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。</p>	<p>(新規)</p>	
--	-------------	--

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第2節 災害発生直前対策</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導體制の整備</p> <p>(1) 市及び県は、風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。</p> <p>(2) 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から市民等への周知徹底に努める。</p> <p>(3) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>(4) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>(5) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>震災対策編第2章第10節「避難の受入活動計画」参照。</p>	<p><b>第2節 災害発生直前対策</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導體制の整備</p> <p>(1) 市及び県は、風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。</p> <p>(2) 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から市民等への周知徹底に努める。</p> <p>(新規)</p> <p>(3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>(4) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>震災対策編第2章第10節「避難の受入活動計画」参照。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>(6) 市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の市民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>(7) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれがあることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。</p> <p>国及び県は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>(8) 市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知するものとする。</p> <p>(9) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p>3 災害未然防止活動</p> <p>(1) 県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(5) 市は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の市民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>(6) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。それら以外の河川についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。また、避難勧告等の発令対象地域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。</p> <p>国及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(7) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p>3 災害未然防止活動</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	---	-----------------------

<p>(2) 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>(3) 県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下の体制の整備を行うものとする。</p> <p>ア 所管施設の緊急点検体制の整備</p> <p>イ 応急復旧のための体制の整備</p> <p>ウ 防災用資機材の備蓄</p> <p>エ 水防活動体制の整備（水防管理者）</p> <p>オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）</p> <p>カ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備</p> <p>(5) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。</p>	<p>(1) 各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の緊急点検体制の整備</li> <li>・ 応急復旧のための体制の整備</li> <li>・ 防災用資機材の備蓄</li> <li>・ 水防活動体制の整備（水防管理者）</li> <li>・ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）</li> <li>・ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備</li> </ul> <p>(2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。</p>	
---	--	--

【風水害対策編】 第2章第7節

新	旧	修正理由・備考
<p>第7節 消防・水防活動計画</p> <p>2 水防計画</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（建設部）</p> <p>（シ） 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄<b>ならびに排水対策用の移動式ポンプ車の配備</b></p>	<p>第7節 消防・水防活動計画</p> <p>2 水防計画</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（建設部）</p> <p>（シ） 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>



【風水害対策編】第2章第11節

新	旧	修正理由・備考
<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>こうした事態をあらかじめ予測して万全な備えをする中で、迅速で円滑か</p> <p>つ安全な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p>また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p> <p>(7) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急</p>	<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>こうした事態をあらかじめ予測して万全な備えをする中で、迅速で円滑か</p> <p>つ安全な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p> <p>(7) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(イ) 市が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努めるものとする。</p> <p>(ウ) 市及び県は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行うものとする。</p> <p>(エ) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。</p> <p>(オ) 県及び市町村は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。</p> <p>(カ) 地域振興局及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>(キ) 保健所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</p> <p>(ク) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先</p>	<p>避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(イ) 市が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努めるものとする。</p> <p>(ウ) 市及び県は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行うものとする。</p> <p>(エ) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。</p> <p>(新規)</p>	
--	---	--

<p>の確保に努めるものとする。 県は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</p> <p>イ 市が実施する計画</p> <p>(エ) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練や避難訓練の実施等避難体制の確立に努める。</p> <p>また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。</p> <p>a 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法</p> <p>b 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法 (避難指示、高齢者等避難については第3章第12節を参照)</p> <p>c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類</p> <p>d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、規模（施設内容）、対象地区、対象人口、責任者</p> <p>関係機関と協議の上、対象地区、対象人口及び地域の実情を考慮して避難場所を指定するとともに、施設等の環境整備を図る。 (避難所指定場所 資料編参照)</p> <p>e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法</p> <p>f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置</p> <p>指定避難所における被災者の救援、救護措置については、被災者の良好な避難生活を考慮するとともに、平等かつ計画的な措置</p>	<p>イ 市が実施する計画</p> <p>(エ) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練や避難訓練の実施等避難体制の確立に努める。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。</p> <p>a 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する基準及び伝達経路、方法</p> <p>市民にわかりやすい「避難活動マニュアル」を策定する。 (新規)</p> <p>b 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類</p> <p>c 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、規模（施設内容）、対象地区、対象人口、責任者</p> <p>関係機関と協議の上、対象地区、対象人口及び地域の実情を考慮して避難場所を指定するとともに、施設等の環境整備を図る。 (避難所指定場所 資料編参照)</p> <p>d 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法</p> <p>f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置</p> <p>指定避難所における被災者の救援、救護措置については、被災者の良好な避難生活を考慮するとともに、平等かつ計画的な措置</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	---	-----------------------

<p>を講じる。</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発</p> <p>(b) 災害時における広報</p> <p>災害時においては、的確で迅速な広報が必要になることから、広報車、避難所開設・調査班による広報、市民組織を通じた広報など、災害時の広報体制づくりを進める。</p> <p>なお市は避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措施をとるべきことにも留意する。</p> <p>(カ) 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>エ 関係機関が実施する計画</p> <p>(エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難指示等を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を</p>	<p>を講じる。</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発</p> <p>(b) 災害時における広報</p> <p>災害時においては、的確で迅速な広報が必要になることから、広報車、避難所開設・調査班による広報、市民組織を通じた広報など、災害時の広報体制づくりを進める。</p> <p>なお市は避難勧告又は避難指示（緊急）を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措施をとるべきことにも留意する。</p> <p>(カ) 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>エ 関係機関が実施する計画</p> <p>(エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難勧告又は避難指示（緊急）を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	---	---

<p>行うものとするものとする。</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<b>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</b>等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び<b>避難者</b>が避難生活を送るために<b>必要十分な</b>指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<b>平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について</b>、市民への周知徹底を図る。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>(イ) 指定避難所については、<b>避難者</b>を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指</p>	<p>して必要な助言を行うものとするものとする。</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	--	---

定する。

- (ウ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。
- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (オ) 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (カ) 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を 事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際 に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (キ) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部署や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (ク) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣

定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(新規)

- (ウ) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部署や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (エ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣

<p>接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。</p> <p>(ク) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。</p> <p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p> <p>(ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>(ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の</p>	<p>接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。</p> <p>(ク) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>(新規)</p> <p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>(ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。</p> <p>(ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の</p>	
--	--	--



助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

(7) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

(8) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

(9) 「長野県避難所マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、**長野県避難所 TKB スタンダード**」等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備等に努める。

(10) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、**熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。**

(11) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。**また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。**

助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

(12) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

(13) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

(14) 「避難所マニュアル策定指針」(令和2年7月改定長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備等に努める。

(15) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(16) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。



<p>(ト) 指定避難所については、他市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(チ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(ニ) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>(ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 「長野県避難所マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド等(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所 TKB スタンド」)という。)を示すよう努めるものとする。(危機管理部)</p> <p>(イ) 県有施設について市の指定避難所の指定に協力するものとする。(県有施設管理部局)</p> <p>(ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努めるものとする。(県有施設管理部局)</p> <p>(エ) 市が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努めるものとする。(県有施設管理部局)</p> <p>(オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感</p>	<p>(リ) 指定避難所については、他市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(ク) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(フ) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>(ツ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 「避難所マニュアル策定指針」(令和2年7月改定長野県危機管理部)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるものとする。</p> <p>(イ) 県有施設について市の指定避難所の指定に協力するものとする。</p> <p>(ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努めるものとする。</p> <p>(エ) 市が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努めるものとする。</p> <p>(新規)</p>	
--	---	--

染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。

#### 4 応急仮設住宅の供給体制の整備

##### (2) 実施計画

###### イ 県が実施する計画（建設部）

(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(公社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化するものとする。(建設部)

(エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図るものとする。(建設部)

a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。

b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会、(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化するものとする。

c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市と相互に連携した

#### 4 応急仮設住宅の供給体制の整備

##### (2) 実施計画

###### イ 県が実施する計画（建設部）

(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化するものとする。(建設部)

(エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図るものとする。(建設部)

a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。

b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化するものとする。

c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市と相互に連携した

県の計画の記載に合わせて修正

<p style="text-align: center;">体制の整備を図るものとする。</p> <p>6 在宅避難者等の支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</p> <p>ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者またはライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等 避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市町村とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。</p>	<p style="text-align: center;">体制の整備を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	---	-----------------------

【風水害対策編】 第2章第2.5節

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第2.5節 建築物災害予防計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 強風による<b>屋根瓦の脱落・飛散防止を含む</b>落下物の防止対策を講ずる。</li> <li>2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。</li> <li>3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。</li> </ol>	<p><b>第2.5節 建築物災害予防計画</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 強風による落下物の防止対策を講ずる。</li> <li>2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。</li> <li>3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。</li> </ol>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

【風水害対策編】第2章第26節

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第26節 道路及び橋梁災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 落石等の危険箇所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備するものとする。（建設部、道路公社）</p> <p>(イ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進めるものとする。（建設部）</p> <p>(ウ) 道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示版等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。（建設部、警察本部）</p> <p>(エ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。（建設部）</p> <p>(オ) 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、国・市町村、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制の構築を検討する。</p>	<p><b>第26節 道路及び橋梁災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 落石等の危険箇所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備するものとする。（建設部、道路公社）</p> <p>(イ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進めるものとする。（建設部）</p> <p>(ウ) 道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示版等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。（建設部、警察本部）</p> <p>(エ) 一時緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。（建設部）</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>3 危険防止のための事前規制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 道路管理者・警察等が実施する計画</p> <p>(1) 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。</p> <p>また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</p> <p>(2) 道路管理者並びに警察等は相互に連携し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施するものとする。</p> <p>(3) 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。</p>	<p>3 危険防止のための事前規制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>道路管理者・警察等が実施する計画</p> <p>(新規)</p> <p>道路管理者並びに警察等は相互に連携し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施するものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	--	-----------------------

【風水害対策編】第2章第29節

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第29節 農林水産物災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>農作物等災害対策指針をもとに、農業農村支援センター、農業協同組合と連携して、市農業技術者連絡協議会を通じて予防技術対策の周知徹底を図る。</p> <p>イ 県が実施する計画（農政部）</p> <p>(7) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。</p> <p>(7) 周知すべき作目別の主な予防対策</p> <p>a 水稲</p> <p>(a) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏防止を図る。</p> <p>(b) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。</p> <p>b 果樹</p> <p>(a) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。</p>	<p><b>第29節 農林水産物災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>農作物等災害対策指針をもとに、農業改良普及センター、農業協同組合と連携して、市農業技術者連絡協議会を通じて予防技術対策の周知徹底を図る。</p> <p>イ 県が実施する計画（農政部）</p> <p>(7) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。</p> <p>(7) 周知すべき作目別の主な予防対策</p> <p>a 水稲</p> <p>(a) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏防止を図る。</p> <p>(b) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。</p> <p>b 果樹</p> <p>(a) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

(b) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

(c) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

c 野菜及び花き

(a) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により被害の未然防止に努める。

(b) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

(c) 風速 30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。

(d) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

d 畜産

(a) 家畜を少なくとも一週間以上飼養できる飼料・燃料などの在庫を確保する。

(b) 停電時でも飼養管理、搾乳や生乳冷却を継続できるよう、地域又は経営毎に非常電源を準備する。

(c) 施設の損傷・倒壊・浸水を防止するため、事前に施設を点検・補修する。

e 水産物

増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

(b) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

(c) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

c 野菜及び花き

(a) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により被害の未然防止に努める。

(b) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

(c) 風速 30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。

(d) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

(新規)

d 水産物

増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。



新	旧	修正理由・備考
<p><b>第31節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 市民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。</p> <p>現在も各種の研修、訓練、講演会等の取り組みや、広報活動がなされているが、今後は、「塩尻市災害ハザードマップ」を活用して、マイ・タイムライン(台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何を するか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。)の普及等、より実践的な活動が必要である。</p> <p>また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 下記イ(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図る。</p> <p>a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関</p>	<p><b>第31節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 市民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。</p> <p>現在も各種の研修、訓練、講演会等の取り組みや、広報活動がなされているが、今後は、「塩尻市災害ハザードマップ」を活用して、より実践的な活動が必要である。</p> <p>また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 下記イ(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図る。</p> <p>a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>する知識</p> <p>(イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、塩尻市災害ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。  なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるものとする。</p> <p>また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。</p> <p>(カ) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、</p>	<p>する知識</p> <p>(イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、塩尻市災害ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。</p> <p>a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。</p> <p>(カ) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。</p> <p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	---	-----------------------

<p>「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、<b>マイ・タイムラインの作成方法</b>等について、普及啓発を図る。</p> <p>イ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行うものとする。</p> <p>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、<b>自動車へのこまめな満タン給油</b></p> <p>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>c 警報等や、避難指示等の意味や内容</p> <p>d 警報等発表時や<b>緊急安全確保</b>、避難<b>指示</b>、高齢者等避難の発令時にとるべき行動</p> <p>(ウ) 避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示すると<b>とともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるもの</b></p>	<p>ら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</p> <p>イ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行うものとする。</p> <p>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</p> <p>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>c 警報等や、避難勧告・避難指示（緊急）等の意味や内容</p> <p>d 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動</p> <p>(ウ) 避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	--	---

<p>とする。</p> <p>(エ) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。</p>	<p>(エ) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	--	---

【風水害対策編】 第2章第38節

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第38節 風水害対策に関する調査研究及び観測</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 県が実施する計画</p> <p>(1) 国が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努めるものとする。(危機管理部)</p> <p><b>(削除)</b></p> <p><b>(2)</b> 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、危険箇所に関するデータの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成するものとする。(林務部)</p> <p><b>(3)</b> 土砂災害危険箇所の再点検を通じて見通し調査を実施し、危険箇所に関するデータの蓄積を行うものとする。(建設部)</p> <p><b>(4)</b> テレメーターによる雨量観測、地すべり監視システムのデータ等と災害発生状況等のデータを収集整理、分析し、危険予測の基礎資料を作成するものとする。(林務部、建設部)</p> <p><b>(5)</b> 古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究について検討するものとする。(危機管理部)</p>	<p><b>第38節 風水害対策に関する調査研究及び観測</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 県が実施する計画</p> <p>(1) 国が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努めるものとする。(危機管理部)</p> <p>(2) 長野地方気象台等から気象等に関するデータの提供を受け、整理・分析を行うものとする。(危機管理部)</p> <p>(3) 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、危険箇所に関するデータの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成するものとする。(林務部)</p> <p>(4) 土砂災害危険箇所の再点検を通じて見通し調査を実施し、危険箇所に関するデータの蓄積を行うものとする。(建設部)</p> <p>(5) テレメーターによる雨量観測、地すべり監視システムのデータ等と災害発生状況等のデータを収集整理、分析し、危険予測の基礎資料を作成するものとする。(林務部、建設部)</p> <p>(6) 古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究について検討するものとする。(危機管理部)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

【風水害対策編】第3章第1節

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 特別警報発表時の対応</p> <p>(7) 市が実施する対策</p> <p>市民等への周知の措置</p> <p>県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を市民、滞在者、所在の官公署に周知する措置を行う。</p> <p>なお周知に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）、防災行政無線、広報車、エリアメール、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。</p> <p>(4) 県が実施する対策</p> <p>市への周知</p> <p>気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村に発信しているが長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地域振興局を通じて速やかに市への電話連絡を行うものとする。</p> <p>また、長野地方気象台等から、発表又は解除に関する情報について連絡があった場合も、同様に市に対し連絡を行うものとする。</p>	<p><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>特別警報発表時の対応</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>市民等への周知の措置</p> <p>県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を市民、滞在者、所在の官公署に周知する措置を行う。</p> <p>なお周知に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）、防災行政無線、広報車、エリアメール、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>市への周知</p> <p>気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村に発信しているが長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地域振興局を通じて速やかに市への電話連絡を行うものとする。</p> <p>また、長野地方気象台等から、発表又は解除に関する情報について連絡があった場合も、同様に市に対し連絡を行うものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>イ 特別警報以外の気象警報発表時の対応</p> <p>(7) 市が実施する対策</p> <p>a 長野地方気象台等から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項をすみやかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。</p> <p>b 市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達する。</p> <p>(イ) 県が実施する対策</p> <p>a 勤務時間内における取扱</p> <p>(a) 連絡及び通知系統</p> <p>長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報(解除を含む、以下同様)等は危機管理防災課長が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を「勤務時間内における伝達系統図」により連絡するものとする。</p> <p>(b) 庁内放送の実施</p> <p>すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した広報県民課は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知するものとする。</p> <p>(c) 応急措置等の指示</p> <p>危機管理防災課長は地域振興局に、また河川課長及び道路維持課長は建設事務所に通知する場合は、当該気象警報・注意報等により予想される事態に対して、局・所及び市がとるべき措置をあわせ指示するものとする。</p> <p>(d) 農作物対策の指示</p> <p>農業技術課は農業農村支援センターに農作物等の技術対策について通知するものとする。</p>	<p>特別警報以外の気象警報発表時の対応</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(7) 各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項をすみやかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。</p> <p>(イ) 市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達する。</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(7) 勤務時間内における取扱</p> <p>a 連絡及び通知系統</p> <p>長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報(解除を含む、以下同様)等は危機管理防災課長が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を「勤務時間内における伝達系統図」により連絡するものとする。</p> <p>b 庁内放送の実施</p> <p>すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した広報県民課は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知するものとする。</p> <p>c 応急措置等の指示</p> <p>危機管理防災課長は地域振興局に、また河川課長及び道路維持課長は建設事務所に通知する場合は、当該気象警報・注意報等により予想される事態に対して、局・所及び市がとるべき措置をあわせ指示するものとする。</p> <p>d 農作物対策の指示</p> <p>農業技術課は農業改良普及センターに農作物等の技術対策について通知するものとする。</p>	
--	---	--

<p>(e) 指示事項の市等への通知</p> <p>地域振興局長及び建設事務所長は、通知された気象警報・注意報等にあわせて市長のとりべき措置として指示された事項を、ただちに管轄区域内の市及び関係機関に通知するものとする。</p> <p>b 勤務時間外における取扱</p> <p>(a) 勤務時間外に長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は、危機管理部の宿日直者が受領するものとする。</p> <p>(b) 危機管理部の宿日直者は気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、それぞれの担当者に電話等により通知するものとする。</p> <p>(c) bにより通知を受けた危機管理部、建設部及び農政部の担当者は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、それぞれ主管課長に報告し指示を受けるとともに、「勤務時間外における伝達系統図」により、地域振興局及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者に通知するものとする。</p> <p>(d) 地域振興局及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者は、気象警報・注意報等を受領したときは所属長に報告するとともに、(ア)のeに準じ市及び関係機関に通知するものとする。</p> <p>(7) 長野地方気象台等が実施する対策</p> <p>長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により気象警報・注意報等を発表するものとする。</p> <p>なお地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施す</p>	<p>e 指示事項の市等への通知</p> <p>地域振興局長及び建設事務所長は、通知された気象警報・注意報等にあわせて市長のとりべき措置として指示された事項を、ただちに管轄区域内の市及び関係機関に通知するものとする。</p> <p>(イ) 勤務時間外における取扱</p> <p>a 勤務時間外に長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は、危機管理部の宿日直者が受領するものとする。</p> <p>b 危機管理部の宿日直者は気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、それぞれの担当者に電話等により通知するものとする。</p> <p>c bにより通知を受けた危機管理部、建設部及び農政部の担当者は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、それぞれ主管課長に報告し指示を受けるとともに、「勤務時間外における伝達系統図」により、地域振興局及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者に通知するものとする。</p> <p>d 地域振興局及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者は、気象警報・注意報等を受領したときは所属長に報告するとともに、(ア)のeに準じ市及び関係機関に通知するものとする。</p> <p>ウ 長野地方気象台等が実施する対策</p> <p>長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により気象警報・注意報等を発表するものとする。</p> <p>なお地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施す</p>	
---	---	--



るものとする。

(エ) 放送事業者が実施する対策

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、すみやかに放送を行うものとする。

(オ) その他防災関係機関が実施する対策

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達についてそれぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関にすみやかに通知するものとする。

(カ) 市民が実施する対策

以下の様な異常を発見した者は、ただちに市長又は警察官に通報するものとする。

a 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

b 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

c 土砂災害に関する異常な自然現象

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

(ア) 市が実施する対策

県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。

(イ) 県が実施する対策

長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表する際は、事前に砂防課から市町村へ電話連絡するとともに、発表後は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市町村に通知するものと

るものとする。

エ 放送事業者が実施する対策

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、すみやかに放送を行うものとする。

オ その他防災関係機関が実施する対策

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達についてそれぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関にすみやかに通知するものとする。

カ 市民が実施する対策

以下の様な異常を発見した者は、ただちに市長又は警察官に通報するものとする。

(ア) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

(イ) 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

(ウ) 土砂災害に関する異常な自然現象

土砂災害警戒情報発表時の対応

ア 市が実施する対策

県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努める。

イ 県が実施する対策

長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表・解除した際は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により全市町村に通知するものとする。併せて、砂防課から建設・砂防事務所を通じて速やかに当該市への電話連絡を行うものとする。

<p>する。併せて、砂防課から建設・砂防事務所を通じて速やかに当該市町村への着信確認を行うものとする。</p> <p>また、長野県河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール等を利用して発表・解除の情報をメール配信し、一般への周知に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 長野地方気象台が実施する対策</p> <p>県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達するものとする。</p> <p>(エ) 放送事業者が実施する対策</p> <p>長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。</p> <p>2 市民の避難誘導対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害により、市民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 市は、風水害の発生するおそれのある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、市民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による</p>	<p>また、長野県河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール等を利用して発表・解除の情報をメール配信し、一般への周知に努めるものとする。</p> <p>ウ 長野地方気象台が実施する対策</p> <p>県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達するものとする。</p> <p>エ 放送事業者が実施する対策</p> <p>長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。</p> <p>2 市民の避難誘導対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害により、市民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告等を行い、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 市は、風水害の発生するおそれのある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、市民に対して勧告等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	--	-----------------------

大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

- (イ) 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、土砂災害危険箇所・注意区域、山地災害危険地区内の要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

- (ウ) 住民に対して避難**指示**等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難**指示**及び**緊急安全確保**を夜間に発令する可能性のある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

- (エ) 災害の状況に応じて避難**指示**等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努める。

- (オ) 避難**指示**等が発令された場合の**避難行動**としては、指定緊急避難場所や**安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等**への**避難**を**基本**とするものの、**ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保**を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への**避難**がかえって危険を伴う場合は、「**緊急安全確保**」を行うべきことについて、市は市民等への周知徹底に努める。

- (カ) 市は、**災害時**または災害が発生するおそれのある場合には、必要に

発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

- (イ) 避難行動要支援者については避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、土砂災害危険箇所・注意区域、山地災害危険地区内の要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

- (ウ) 住民に対して避難**勧告**等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難**勧告**及び避難**指示**（緊急）を夜間に発令する可能性のある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

- (エ) 災害の状況に応じて避難**勧告**等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努める。

- (オ) 避難**勧告**等が発令された場合の**安全確保措置**としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は市民等への周知徹底に努める。

- (カ) 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急

<p>応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。</p> <p>(キ) 市民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の市民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。</p> <p>(ク) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。</p> <p>(ケ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の所在等、避難に資する必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。</p> <p>(コ) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>(カ) 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>(シ) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</p> <p>(ス) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション</p>	<p>避難場所及び指定避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。</p> <p>(キ) 市民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の市民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。</p> <p>(ク) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。</p> <p>(ケ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の所在等、避難に資する必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。</p> <p>(コ) 避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>(カ) 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>(新規)</p>	
---	--	--

<p>等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</p> <p>(セ) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p> <p>イ 県が実施する対策（危機管理部、建設部）</p> <p>(7) 避難指示等が発令された場合の<b>避難行動</b>としては、指定緊急避難場所への<b>避難に加え、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への分散避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。</b></p> <p>(イ) 県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市長が防災活動の実施や住民等への避難<b>指示</b>等の発令を適切適時に判断できるよう、市等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報を提供し、市の活動を支援するものとする。</p> <p><b>第4 警報等の種類及び発表基準</b></p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象により、災害が<b>発生</b>するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が<b>発生</b>するおそれがあるときには「警報」が、<b>予想される現象が特に異常であるため</b>重大な</p>	<p>イ 県が実施する対策（危機管理部、建設部）</p> <p>(7) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(イ) 県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適切適時に判断できるよう、市等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報を提供し、市の活動を支援するものとする。</p> <p><b>第4 警報等の種類及び発表基準</b></p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こる恐おそれが著しく大きい場合</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	--	---

災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類	概要
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒

には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速などの予測値を時間帯ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類	概要
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒



		すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。			すべき事項が明記される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。		洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
注意報	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	注意報	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。

特別警報基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が起こるおそれがあると発表される。

特別警報基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合



暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(2) 雨を要因とする特別警報の指標

以下ア又はイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域の中で、大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）又は洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で5段階のうち最大の危険度（イの場合は、大雨警報（浸水害）の危険度分布又は洪水警報の危険度分布）が出現している市町村等に大雨特別警報を発表する。

ア 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。

イ 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

ウ 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(2) 雨を要因とする特別警報の指標

以下ア又はイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

ア 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。

イ 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

(新規)

県の計画の記載に合わせて修正

(3) 雨に関する50年に一度の値一覧（令和3年3月25日現在）

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
長野県	長野県	中部	松本地域	塩尻	247	86	169
長野県	長野県	南部	木曾地域	檜川	301	84	191

(4) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(3) 雨に関する50年に一度の値一覧（令和2年5月26日現在）

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
長野県	長野県	中部	松本地域	塩尻	249	86	168
長野県	長野県	南部	木曾地域	檜川	295	83	186

(4) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(6) 雪に関する観測地点毎 50 年に一度の値一覧 (令和 2 年 10 月 29 日現在)  
各地の 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)
長野県	長野	66	80
長野県	松本	58	78
長野県	諏訪	58	69
長野県	軽井沢	77	99
長野県	飯田	46*	81
長野県	野沢温泉	382	353
長野県	信濃町	202	176
長野県	飯山	285	257
長野県	小谷	286	251
長野県	白馬	196	187
長野県	大町	117	117
長野県	菅平	157	152
長野県	開田高原	139	115

注 1) “\*” が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注 2) 50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注 3) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(6) 雪に関する観測地点毎 50 年に一度の値一覧 (令和 2 年 10 月 29 日現在)  
各地の 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)
長野県	長野	67	80
長野県	松本	57	78
長野県	諏訪	58	69
長野県	軽井沢	78	99
長野県	飯田	46	81
長野県	野沢温泉	384	353
長野県	信濃町	203	176
長野県	飯山	287	257
長野県	小谷	288	251
長野県	白馬	198	187
長野県	大町	117	117
長野県	菅平	157	152
長野県	開田高原	139	115

注 1) 値が“—”の地点は、データ不足のため、50 年に一度の値が算出できないもの。

注 2) 50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い

注 3) 特別警報は、府県程度の広がり度で 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

県の計画の記載に合わせて修正

警報・注意報発表基準一覧表

(令和3年6月8日現在)

発表官署		長野地方気象台										
府県予報区		長野県										
一次細分区域		北部			中部				南部			
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曾地域	下伊那地域
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合										
	暴風(平均風速)	17m/s										
	暴風雪(平均風速)	17m/s 雪を伴う										

別表2

洪水警報基準 (令和3年6月8日現在)

	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
松本地域 塩尻	田川流域=11.4 権現川流域=3.3 矢沢川流域=5.3 小曾部川流域=6.6	矢沢川流域=(6, 4.7) 奈良井川流域=(6, 16.7)	信濃川水系奈良井川 [琵琶橋・新橋]
木曾地域 檜川	奈良井川流域=12.8	—	—

警報・注意報発表基準一覧表

(令和2年8月6日現在)

発表官署		長野地方気象台										
府県予報区		長野県										
一次細分区域		北部			中部				南部			
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曾地域	下伊那地域
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合										
	暴風(平均風速)	17m/s										
	暴風雪(平均風速)	17m/s 雪を伴う										

別表2

洪水警報基準 (令和2年8月6日現在)

	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
松本地域 塩尻	田川流域=11.4 権現川流域=3.3 矢沢川流域=5.3 小曾部川流域=6.6	矢沢川流域=(6, 4.7) 奈良井川流域=(6, 16.7)	信濃川水系奈良井川 [琵琶橋・新橋]
木曾地域 檜川	奈良井川流域=12.8	—	—

調査年月日の修正

\*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表していません。

**別表 4**

洪水注意報基準（令和3年6月8日現在）

	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
松本地域 塩尻	田川流域=9.1 権現川流域=2.6 矢沢川流域=4.2 小曾部川流域=5.2	矢沢川流域= (6, 4.2) 奈良井川流域= (5, 14.8)	信濃川水系奈良井川 [琵琶橋・新橋]
木曾地域 橿川	奈良井川流域=10.2	—	—

\*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表していません。

**【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】**

(4) **大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表1及び3の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。**

(6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその

\*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表していません。

**別表 4**

洪水注意報基準（令和2年8月6日現在）

	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
松本地域 塩尻	田川流域=9.1 権現川流域=2.6 矢沢川流域=4.2 小曾部川流域=5.2	矢沢川流域= (6, 4.2) 奈良井川流域= (5, 14.8)	信濃川水系奈良井川 [琵琶橋・新橋]
木曾地域 橿川	奈良井川流域=10.2	—	—

\*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表していません。

**【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】**

(4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその

調査年月日の修正

県の計画の記載に合わせて修正

県の計画の記載に合わせて修正

県の計画の記載に合わせて修正

状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区域内で氾濫が発生したとき、 <b>氾濫が継続している</b> ときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、 <b>氾濫危険水位以上の状況が継続している</b> ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、 <b>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続している</b> とき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、 <b>氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続している</b> とき、 <b>避難判断水位に達したが水位の上昇が</b>

種類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区域内で氾濫が発生したとき。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象状況が火災の予防上危険と認められるとき、長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報で、知事は直ちに市町村長に通報する。

区分	発表基準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握すること

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険と認められるとき、長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報で、知事は直ちに市町村長に通報する。

区分	発表基準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき。 3 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。（降雨、降雪のときには通報しないことがある）

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。

県の計画の記載に合わせて修正

県の計画の記載に合わせて修正

	ができる。			
大雨警報（浸水害）の危険度分布（ <b>浸水キキクル</b> ）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	
洪水警報の危険度分布（ <b>洪水キキクル</b> ）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で示したものを、常時10分毎に更新している。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で示したものを、常時10分毎に更新している。	
<p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災</p>		<p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災</p>		<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>



<p>上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するための「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているとき（線状降水帯）には、「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険性がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。（塩尻市については、旧塩尻市と旧檜川村で分かれる）なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(5) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降</p>	<p>上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するための「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険性がさらに高まった時、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。（塩尻市については、旧塩尻市と旧檜川村で分かれる）なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒危険度メッシュ情報で発表される。</p> <p>(5) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。長野県の発表基準は1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	---	---

水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県内の「北部・中部・南部」単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

【警報等の発表及び解除】

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から概ね1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域あるいは一帯
洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課 共同	知事が指定した河川（「県の指定河川」という）
水防警報	関係建設事務所	
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到	関係建設事務所	知事が指定した河川

川の増水・氾濫といった災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で発表される。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

【警報等の発表及び解除】

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から概ね1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域あるいは一帯
洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課 共同	知事が指定した河川（「県の指定河川」という）
水防警報	関係建設事務所	
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到	関係建設事務所	知事が指定した河川

県の計画の記載に合わせて修正


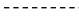
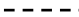
県の計画の記載に合わせて修正

達情報、氾濫危険水位到達情報		
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課 共同	県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	気象台庁	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	気象台庁	県全域あるいは一部

警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

(1) 系統図

- 注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は「防災情報提供システム」によるが、県へはオンライン配信により伝達する。  
 報発表時には、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対し、オンラインにより伝達する。  
 注2 県（危機管理防災課）から各機関への伝達は、県防災行政ファックスによる。  
 注3 その他の伝達はファックス、音声、映像その他の方法による。  
 注4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。  
 注5 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。  
 注6 国土交通省の機関については、気象業務法施行令第8条第3号に基づく水防活動用気象警報等の通知先であるため、気象官署予報業務規則第103条第2項に基づき千曲川河川事務所に通知を行う。  
 注7  (太実線矢印) は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。  
 注8  (波線矢印) は、インターネットによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段(※)を示す。  
 注9  (太波線矢印) は、オンライン配信 (XML 配信) による伝達を示す。  
 ※ 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけより一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に提供している補助伝達手段である。

(2) 通信途絶時の代替経路


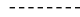
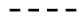
機関名	加入電話 F A X
東日本電信電話株式会社	電話番号 : 03-6713-3834 (平日 9 : 30-17 : 30) FAX 番号 : 03-6716-1041

達情報、氾濫危険水位到達情報		
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課 共同	県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部

警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

(1) 系統図

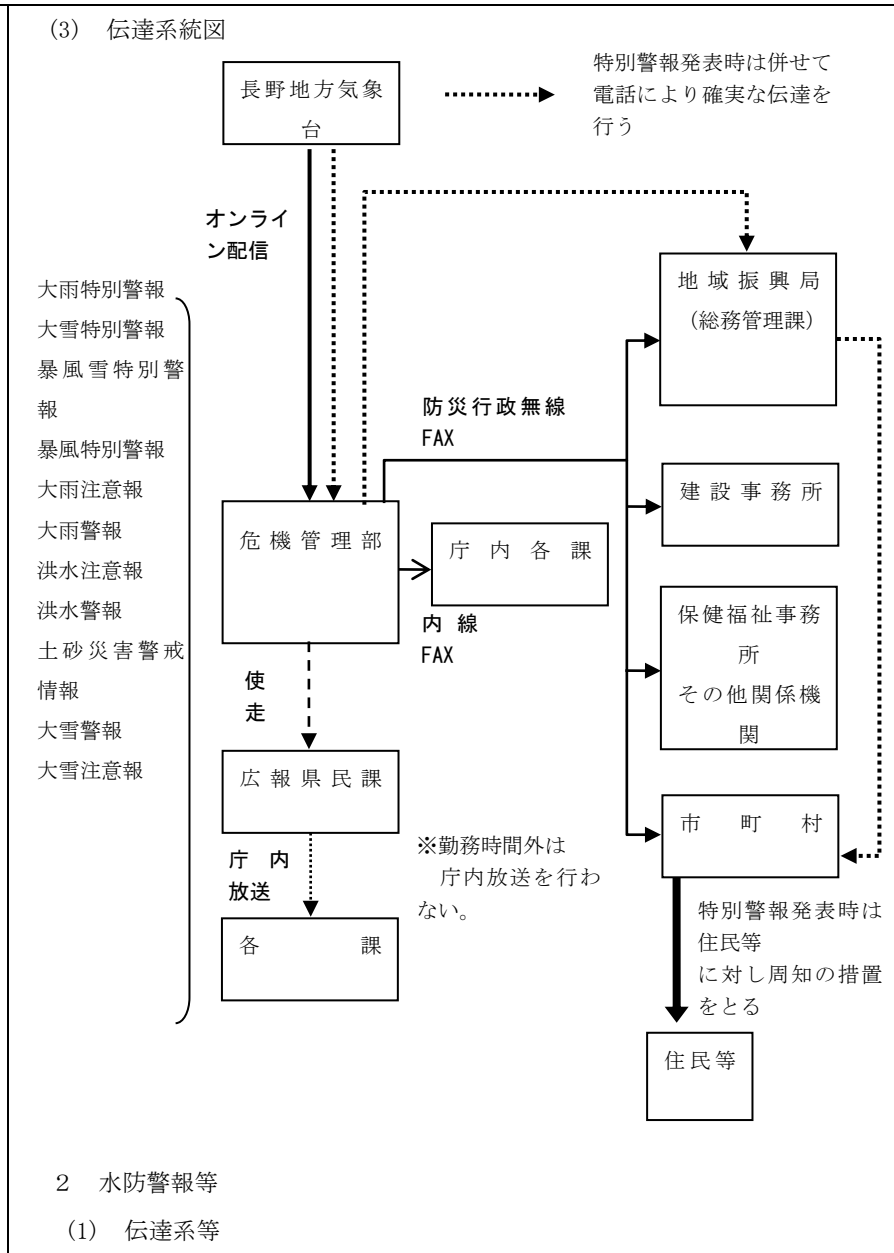
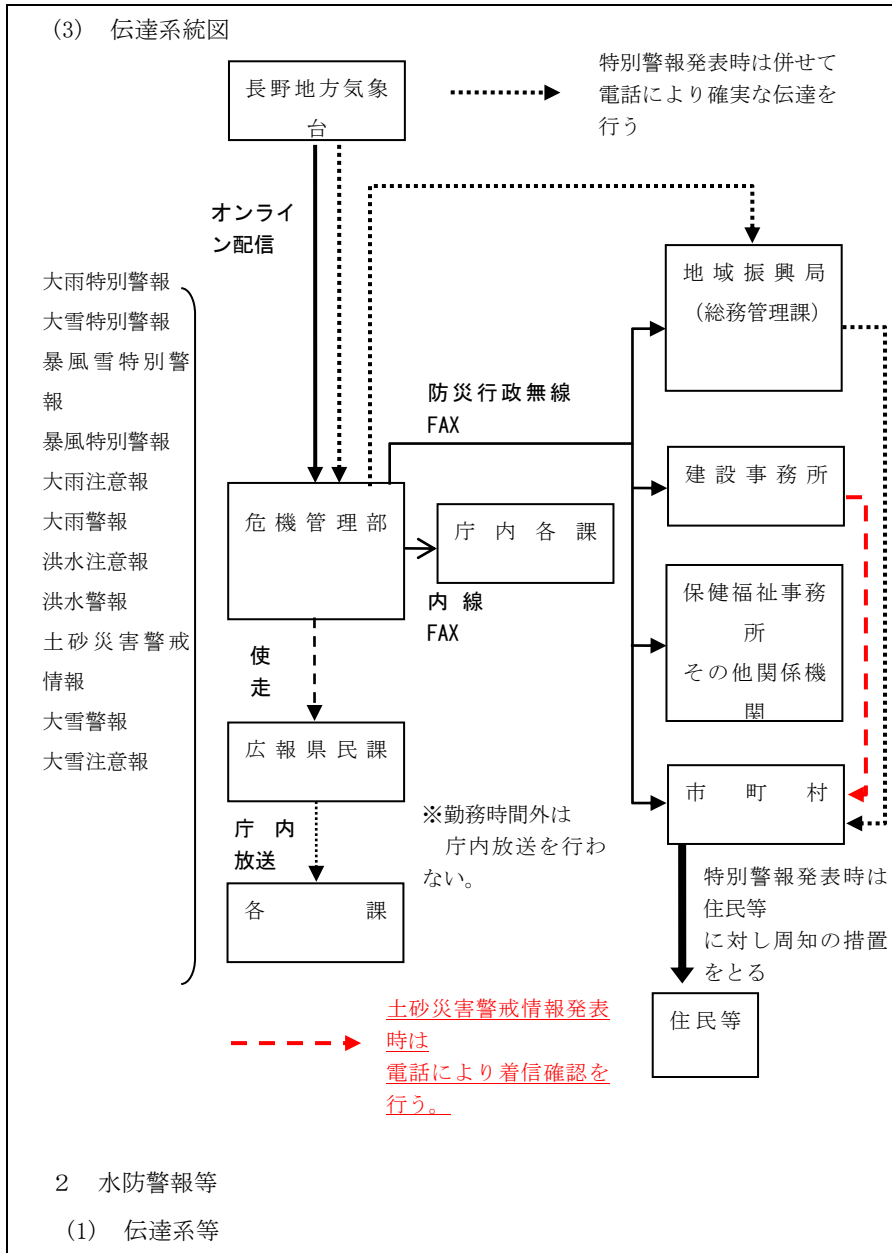
- 注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は「防災情報提供システム」によるが、県へはオンライン配信により伝達する。  
 警報発表時には、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対し、オンラインにより伝達する。  
 注2 県（危機管理防災課）から各機関への伝達は、県防災行政ファックスによる。  
 注3 その他の伝達はファックス、音声、映像その他の方法による。  
 注4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1項の規定に基づく法定伝達先。  
 (新規)  
 注5  (太実線矢印) は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。  
 注6  (波線矢印) は、インターネットによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段(※)を示す。  
 注7  (太波線矢印) は、オンライン配信 (XML 配信) による伝達を示す。  
 ※ 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけより一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に提供している補助伝達手段である。

(2) 通信途絶時の代替経路

機関名	加入電話 F A X
東日本電信電話株式会社 又は 西日本電信電話株式会社	022-263-0782 又は 06-4860-2040

県の計画の記載に合わせて修正

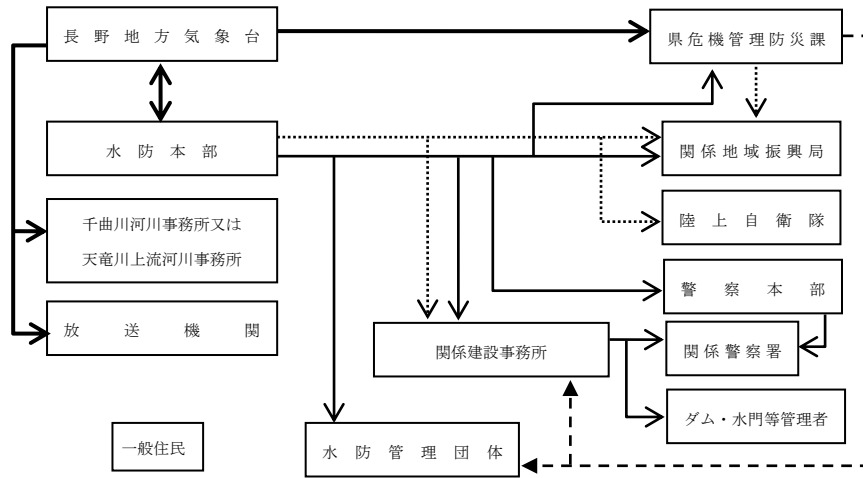
県の計画の記載に合わせて修正



県の計画の記載に合わせて修正

県の計画の記載に合わせて修正

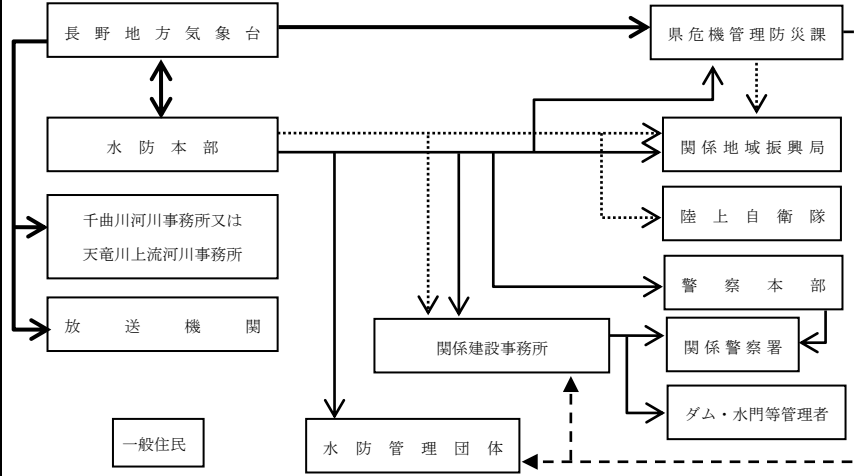
ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報  
 県管理河川（千曲川上流、裾花川、奈良井川、諏訪湖）



- (注) — は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  
 ..... は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。  
 —— は、長野地方気象台から関係機関への**気象情報伝送**システム等による伝達を示す。  
 - - - - は、**電子メール**による伝達を示す。  
 - . . . - は、その他による伝達を示す。

千曲川上流は、佐久・**上田**地域振興局、南佐久・佐久・上田建設事務所  
 裾花川は、長野地域振興局、長野建設事務所  
 奈良井川は、松本地域振興局、松本建設事務所  
 諏訪湖は、諏訪地域振興局、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所

ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報  
 県管理河川（千曲川上流、裾花川、奈良井川、諏訪湖）



- (注) — は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  
 ..... は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。  
 —— は、長野地方気象台から関係機関への**防災情報提供**システム等による伝達を示す。  
 - - - - は、**オンライン**による伝達を示す。  
 - . . . - は、その他による伝達を示す。

千曲川上流は、佐久・**上小**地域振興局、南佐久・佐久・上田建設事務所  
 裾花川は、長野地域振興局、長野建設事務所  
 奈良井川は、松本地域振興局、松本建設事務所  
 諏訪湖は、諏訪地域振興局、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所

【風水害対策編】 第3章第3節

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第3節 非常参集職員の活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 市が実施する対策</p> <p>(1) 責務</p> <p>市は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、地域防災計画（<b>県・市</b>）及び<b>受援計画（県・市）</b>の定めるところにより、他市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。</p>	<p><b>第3節 非常参集職員の活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 市が実施する対策</p> <p>(1) 責務</p> <p>市は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、<b>県地域防災計画及び本計画</b>の定めるところにより、他市町村、<b>県及び指定地方行政機関等</b>並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第12節 避難受入及び情報提供活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>風水害発生時には、浸水、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、市民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策について、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者対策を十分考慮し、計画を作成しておくものとする。</p> <p>特に土砂災害危険箇所・注意区域、山地災害危険地区内の要配慮者関連施設については、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たって、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</p> <p><b>第2 主な活動</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を市民に周知する。</li> <li>2 必要に応じ、警戒区域の設定を行う。</li> <li>3 避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。</li> <li>4 避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。</li> <li>5 広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。</li> <li>6 災害救助法が適用されて、県が対応する以外は、市で応急仮設住宅の確</li> </ol>	<p><b>第12節 避難受入及び情報提供活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>風水害発生時には、浸水、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、市民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策について、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者対策を十分考慮し、計画を作成しておくものとする。</p> <p>特に土砂災害危険箇所・注意区域、山地災害危険地区内の要配慮者関連施設については、避難勧告及び避難指示（緊急）、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たって、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p><b>第2 主な活動</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の実施者は、適切にその実施を行い、速やかにその内容を市民に周知する。</li> <li>2 必要に応じ、警戒区域の設定を行う。</li> <li>3 避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。</li> <li>4 避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。</li> <li>5 広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。</li> <li>6 災害救助法が適用されて、県が対応する以外は、市で応急仮設住宅の確</li> </ol>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>保を行う。</p> <p>7 県、市及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 高齢者等避難、避難指示、<b>緊急安全確保</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害から、人命、身体の保護を図るとともに、災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対して状況に応じて、<b>避難指示等を発令し伝達する。</b></p> <p>避難指示等を<b>発令する</b>者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、市民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに<b>避難指示等を発令した</b>場合は、速やかにその内容を市民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが、誰にでも理解できる内容で伝える事を心がける。</p> <p>また、<b>避難指示</b>等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</p>	<p>保を行う。</p> <p>7 県、市及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害から、人命、身体の保護を図るとともに、災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対して状況に応じて、<b>避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告及び避難指示</b>を行う。</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、市民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、<b>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）</b>を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが、誰にでも理解できる内容で伝える事を心がける。</p> <p>また、<b>避難勧告</b>等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	---	-----------------------



警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報																				
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保(必ず実施されるものではない)	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報</th> </tr> <tr> <th colspan="2">洪水等に関する情報</th> <th colspan="2">土砂災害に関する情報</th> </tr> <tr> <td>水位情報が ある場合 <small>(下段: 観音堂川川の 洪水の危険度分布※1)</small></td> <td>水位情報が ない場合 <small>(下段: 洪水警報 の危険度分布)</small></td> <td>内水氾濫に 関する情報</td> <td>高潮に 関する情報 <small>(下段: 土砂災害の 危険度分布)</small></td> </tr> <tr> <td>5 相当 氾濫発生情報 <small>(危険度分布: 黒 (注意している気象情報))</small></td> <td>大雨特別警報 (浸水)※2</td> <td>大雨特別警報 (土砂災害)</td> <td>高潮危険発生情報※3</td> </tr> </table>	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				洪水等に関する情報		土砂災害に関する情報		水位情報が ある場合 <small>(下段: 観音堂川川の 洪水の危険度分布※1)</small>	水位情報が ない場合 <small>(下段: 洪水警報 の危険度分布)</small>	内水氾濫に 関する情報	高潮に 関する情報 <small>(下段: 土砂災害の 危険度分布)</small>	5 相当 氾濫発生情報 <small>(危険度分布: 黒 (注意している気象情報))</small>	大雨特別警報 (浸水)※2	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮危険発生情報※3				
住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報																								
洪水等に関する情報		土砂災害に関する情報																						
水位情報が ある場合 <small>(下段: 観音堂川川の 洪水の危険度分布※1)</small>	水位情報が ない場合 <small>(下段: 洪水警報 の危険度分布)</small>	内水氾濫に 関する情報	高潮に 関する情報 <small>(下段: 土砂災害の 危険度分布)</small>																					
5 相当 氾濫発生情報 <small>(危険度分布: 黒 (注意している気象情報))</small>	大雨特別警報 (浸水)※2	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮危険発生情報※3																					
<p>市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時間帯や防犯や防犯等に関する情報などを参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する</p>				<table border="1"> <tr> <td>4 相当 氾濫危険情報 <small>(危険度分布: 紫 (注意している気象情報))</small></td> <td>危険度分布: 赤 注意</td> <td>内水氾濫 危険情報 <small>(危険度分布は 注意している気象情報 による)</small></td> <td>土砂災害警戒情報 <small>(危険度分布: 赤 (注意している気象情報))</small></td> <td>高潮特別警報※5 高潮警戒情報</td> </tr> <tr> <td>3 相当 氾濫警戒情報 <small>(危険度分布: 赤 (注意している気象情報))</small></td> <td>洪水警戒 <small>(危険度分布: 赤 警戒)</small></td> <td>大雨警戒(土砂災害)</td> <td>大雨警戒(土砂災害)</td> <td>高潮警戒に切り替 える可能性に及 する高潮注意報</td> </tr> <tr> <td>2 相当 氾濫注意情報 <small>(危険度分布: 黄 (注意している気象情報))</small></td> <td>危険度分布: 黄 (注意)</td> <td></td> <td>危険度分布: 黄 (注意)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 相当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	4 相当 氾濫危険情報 <small>(危険度分布: 紫 (注意している気象情報))</small>	危険度分布: 赤 注意	内水氾濫 危険情報 <small>(危険度分布は 注意している気象情報 による)</small>	土砂災害警戒情報 <small>(危険度分布: 赤 (注意している気象情報))</small>	高潮特別警報※5 高潮警戒情報	3 相当 氾濫警戒情報 <small>(危険度分布: 赤 (注意している気象情報))</small>	洪水警戒 <small>(危険度分布: 赤 警戒)</small>	大雨警戒(土砂災害)	大雨警戒(土砂災害)	高潮警戒に切り替 える可能性に及 する高潮注意報	2 相当 氾濫注意情報 <small>(危険度分布: 黄 (注意している気象情報))</small>	危険度分布: 黄 (注意)		危険度分布: 黄 (注意)		1 相当				
4 相当 氾濫危険情報 <small>(危険度分布: 紫 (注意している気象情報))</small>	危険度分布: 赤 注意	内水氾濫 危険情報 <small>(危険度分布は 注意している気象情報 による)</small>	土砂災害警戒情報 <small>(危険度分布: 赤 (注意している気象情報))</small>	高潮特別警報※5 高潮警戒情報																				
3 相当 氾濫警戒情報 <small>(危険度分布: 赤 (注意している気象情報))</small>	洪水警戒 <small>(危険度分布: 赤 警戒)</small>	大雨警戒(土砂災害)	大雨警戒(土砂災害)	高潮警戒に切り替 える可能性に及 する高潮注意報																				
2 相当 氾濫注意情報 <small>(危険度分布: 黄 (注意している気象情報))</small>	危険度分布: 黄 (注意)		危険度分布: 黄 (注意)																					
1 相当																								
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(自治体の防災課等による避難指示のタイミングは異なる)	上段赤字: 危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発令される情報(市町村に別添情報からブックレットで提供される情報) 下段緑字: 常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要のある情報)																				
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等避難	高齢者等避難																					
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報																					
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報																					

※高齢者等以外の人も、必要に応じて、普段の行動を見合わせて、避難の準備をしたり、自主的に避難

※1 HP上に公表している観音堂川川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地域の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2~5相当の危険度を表示。

※2 水位情報が無いような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水)の対象としている。

※3 水位開始海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難できない可能性がある。

※4 「大雨警戒(土砂災害)・洪水警戒の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。

※5 高潮警戒は、高潮により命の危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹始める屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警戒を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。

注: 本資料では、気象庁が提供する「大雨警戒(土砂災害)」の危険度分布と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

(2) 実施計画

ア 実施機関

震災対策編第3章第1節「避難受入及び情報提供活動」を参照。

イ 高齢者等避難、避難指示の意味

「**高齢者等避難**」とは… 人的被害が発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する**高齢者等**や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

### ＜避難情報等＞

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報※2 <small>※2 災害が実際に発生していることを把握した場合、可能な範囲で発令(市町村が発令)</small>
警戒レベル4 <b>全員避難</b>	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)※3 <small>※3 地域の状況に応じて緊急又は重ねて避難を促す場合に発令(市町村が発令)</small>
警戒レベル3 <b>高齢者等避難</b>	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

### ＜防災気象情報＞

【警戒レベル相当情報(例)】

**警戒レベル5相当情報**  
氾濫発生情報  
大雨特別警報 等

**警戒レベル4相当情報**  
氾濫危険情報  
土砂災害警戒情報 等

**警戒レベル3相当情報**  
氾濫警戒情報  
洪水警戒 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

(2) 実施計画

ア 実施機関

震災対策編第3章第1節「避難受入及び情報提供活動」を参照。

イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の意味

「**避難準備**」とは… 人的被害が発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する**高齢者等**や要配慮者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

法改正に伴い、見直しがあったため修正

県の計画の記載に合わせて修正

<p>(削除)</p> <p>「避難指示」とは… 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、市民を避難のため立ち退きを指示することをいう。</p> <p>ウ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等</p> <p>(7) 市長、消防局長又は消防長の行う措置</p> <p>a 避難指示</p> <p>災害時において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を指示し、早期に避難指示を行うものとする。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。</p> <p>なお災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p>	<p>「勧告」とは… その地域の市民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促す行為をいう。</p> <p>「指示」とは… 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、市民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。</p> <p>ウ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の報告、通知等</p> <p>(7) 市長、消防局長又は消防長の行う措置</p> <p>a 避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を指示し、早期に避難勧告、避難指示（緊急）を行うものとする。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。</p> <p>なお災害の危険性が高まり、避難勧告又は避難指示（緊急）の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	--	-----------------------

<p>(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断された場合</p> <p>(b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）</p> <p>(d) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域</p> <p>(f) 河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域</p> <p>(g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域</p> <p>(h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域</p> <p>(i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域</p> <p>(j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域</p> <p>(k) 避難路の断たれる危険のある地域</p> <p>(l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域</p> <p>(m) 酸素欠乏もしくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</p> <p><b>b 高齢者等避難</b></p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければなら</p>	<p>(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断された場合</p> <p>(b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）</p> <p>(d) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域</p> <p>(f) 河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域</p> <p>(g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域</p> <p>(h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域</p> <p>(i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域</p> <p>(j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域</p> <p>(k) 避難路の断たれる危険のある地域</p> <p>(l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域</p> <p>(m) 酸素欠乏もしくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</p> <p><b>b 避難準備・高齢者等避難開始</b></p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければなら</p>	
---	--	--

い段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、**高齢者等避難**を伝達するものとする。

c 報告（災害対策基本法第 60 条）

震災対策編第 3 章第 1 1 節「避難受入及び情報提供活動」を準用する。

(イ) 水防管理者（市長）の行う措置

震災対策編第 3 章第 1 1 節「避難受入及び情報提供活動」を準用する。

(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

震災対策編第 3 章第 1 1 節「避難受入及び情報提供活動」を準用する。

(エ) 警察官との連携

震災対策編第 3 章第 1 1 節「避難受入及び情報提供活動」を準用する。

(オ) 自衛官との連携

震災対策編第 3 章第 1 1 節「避難受入及び情報提供活動」を準用する。

エ 避難指示等の時期

上記ウ(ア)(a)～(m)に該当する地域に災害が発生し、又は発生すると予想され、生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難指示や**高齢者等避難**の内容

ない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備・高齢者等避難開始を伝達するものとする。

c 報告（災害対策基本法第 60 条）

震災対策編第 3 章第 1 1 節「避難受入及び情報提供活動」を準用する。

(イ) 水防管理者（市長）の行う措置

震災対策編第 3 章第 1 1 節「避難受入及び情報提供活動」を準用する。

(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

震災対策編第 3 章第 1 1 節「避難受入及び情報提供活動」を準用する。

(エ) 警察官との連携

震災対策編第 3 章第 1 1 節「避難受入及び情報提供活動」を準用する。

(オ) 自衛官との連携

震災対策編第 3 章第 1 1 節「避難受入及び情報提供活動」を準用する。

エ 避難勧告、避難指示（緊急）の時期

上記ウ(ア)(a)～(m)に該当する地域に災害が発生し、又は発生すると予想され、生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

オ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の内容

<p>避難指示を行うに際して、次の事項を明確にするものとする。また、高齢者等避難の伝達についても同様とする。</p>	<p>避難勧告、避難指示（緊急）を行うに際して、次の事項を明確にするものとする。また、避難準備・高齢者等避難開始の伝達についても同様とする。</p>	
--	--	--

【風水害対策編】 第3章第29節

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第29節 建築物災害応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(イ) 市から被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定制度の支援を要請され、必要があると認められる場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援調整を行うものとする。<b>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</b>（建設部）</p>	<p><b>第29節 建築物災害応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(イ) 市から被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定制度の支援を要請され、必要があると認められる場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援調整を行うものとする。（建設部）</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第3節 農林水産物災害応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 農業<b>農村支援センター</b>、農業協同組合等関係機関と連携して、被害状況の早期かつ的確な把握に努め、<b>その結果を農業農村支援センター</b>に報告する。</p> <p>イ 県が実施する対策（農政部）</p> <p>(イ) 県及び<b>農業農村支援センター</b>は、市、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行うものとする。</p> <p>(イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を作成し、<b>農業農村支援センター</b>、病害虫防除所等の現地機関を通じて、指導の徹底を図るものとする。</p> <p>(ウ) 家畜等の伝染性疾患の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所、水産試験場において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行うものとする。</p> <p>(エ) 被災地における家畜への飼料供給<b>及び生乳の集送体制</b>を確保するため、国、市及び関係団体との調整を行うものとする。</p> <p>(オ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援する</p>	<p><b>第3節 農林水産物災害応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 農業改良普及センター、農業協同組合等関係機関と連携して、被害状況の早期かつ的確な把握に努め、<b>県松本地域振興局</b>に報告する。</p> <p>イ 県が実施する対策（農政部）</p> <p>(イ) 県及び<b>地域振興局</b>は、市、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行うものとする。</p> <p>(イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を作成し、<b>農業改良普及センター</b>、病害虫防除所等の現地機関を通じて、指導の徹底を図るものとする。</p> <p>(ウ) 家畜等の伝染性疾患の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所、水産試験場において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行うものとする。</p> <p>(エ) 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、国、市及び関係団体との調整を行うものとする。</p> <p>(オ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援する</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>ものとする。</p> <p>(カ) 必要に応じて、市や関係機関と連携して、被災地における農業関係のボランティアニーズの把握に努めるとともに、受入が必要となる場合には技術支援を行う。</p>	<p>ものとする。</p> <p>(新規)</p>	
---	---------------------------	--



【風水害対策編】第3章第3.4節

新	旧	修正理由・備考
<p>第3.4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(削除)</p> <p>(7) 市内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関との連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。</p> <p>(イ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</p>	<p>第3.4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(7) 市内の道路及び橋梁の被害や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、各方面からの情報収集に着手する。</p> <p>(イ) 市内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関との連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。</p> <p>(新規)</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><b>第35節 文教活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>学校等の長は、災害発生に際して、あらかじめ定められた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一主義とした避難誘導活動に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（県民文化部、教育委員会）</p> <p>(ア) 県立の学校等において学校等の長は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとるものとする。</p> <p>b 児童生徒等が在校中の場合の措置</p> <p>(a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行うものとする。</p> <p>(b) 市長等から避難指示があった場合及び</p> <p>学校等の長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避</p>	<p><b>第35節 文教活動</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>学校等の長は、災害発生に際して、あらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一主義とした避難誘導活動に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（県民文化部、教育委員会）</p> <p>(ア) 県立の学校等において学校等の長は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとるものとする。</p> <p>b 児童生徒等が在校中の場合の措置</p> <p>(a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行うものとする。</p> <p>(b) 市長等から避難勧告又は避難指示（緊急）があった場合及び</p> <p>学校等の長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>難場所・施設へ誘導するものとする。</p> <p>(c) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たるものとする。</p> <p>また、避難状況を県教委に報告するとともに保護者、当該市町村及び関係機関に連絡するものとする。</p>	<p>難場所・施設へ誘導するものとする。</p> <p>(c) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たるものとする。</p> <p>また、避難状況を県教委に報告するとともに保護者、当該市町村及び関係機関に連絡するものとする。</p>	
---	---	--